

## 平成二十年政令第三百九十一号

官民人材交流センター令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（審議官）

第一条 官民人材交流センター（以下「センター」という。）に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、センターの所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（内閣府令への委任）

第二条 前条に定めるもののほか、センターの内部組織は、内閣府令で定める。

2 センターの支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、内閣府令で定める。

附 則

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。